

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和5年3月13日(2023.3.13)

【国際公開番号】WO2020/178721  
 【公表番号】特表2022-522819(P2022-522819A)  
 【公表日】令和4年4月20日(2022.4.20)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-071  
 【出願番号】特願2021-551939(P2021-551939)  
 【国際特許分類】

10

A 6 1 K 3 1 / 1 9 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 P 2 9 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 P 2 5 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )  
 A 6 1 P 2 5 / 2 8 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

【 F I 】

A 6 1 K 3 1 / 1 9 8  
 A 6 1 P 2 9 / 0 0  
 A 6 1 P 2 5 / 0 0  
 A 6 1 P 2 5 / 2 8

20

【手続補正書】  
 【提出日】令和5年3月1日(2023.3.1)

【手続補正1】  
 【補正対象書類名】特許請求の範囲  
 【補正対象項目名】全文  
 【補正方法】変更

【補正の内容】  
 【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象における外傷性脳損傷の治療又は対象における外傷性脳損傷の症状の治療において使用するための、アセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩を含む医薬組成物。

30

【請求項2】

1日当たり約1g～約30gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

1日当たり約2g～約15gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】

1日当たり約3g～約10gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項3記載の医薬組成物。

40

【請求項5】

1日当たり約4g～約8gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

1日当たり約4g～約5gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項5記載の医薬組成物。

【請求項7】

1日当たり約5gのアセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩が、前記対象に投与されるように用いられる、請求項6記載の医薬組成物。

50

**【請求項 8】**

外傷性脳損傷の治療において使用するための、請求項1～7のいずれか一項記載の医薬組成物。

**【請求項 9】**

外傷性脳損傷の症状の治療において使用するための、請求項1～7のいずれか一項記載の医薬組成物。

**【請求項 10】**

外傷性脳損傷を有する対象における1以上の炎症促進性メディエータの発現の調節において使用するための、アセチル-L-ロイシン又はその医薬として許容し得る塩を含む医薬組成物。

10

**【請求項 11】**

前記1以上の炎症促進性メディエータが、NOS2、IL-18、IFN $\beta$ 、IL-1、TNF、NOX2、NLRP3、SOCS3、ARG1、IL-10、IL-4ra、又はYM1である、請求項10記載の医薬組成物。

20

30

40

50